

## 奈良市公告第 100 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 6 年 4 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 奈良市公用自動車賃貸借
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 6 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで
- (4) 保管場所 奈良市立富雄北幼稚園
- (5) 納入期日 令和 6 年 6 月 1 日

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 5・6 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者で、公告日において、入札参加希望種目のうち、いずれかの業種（第 1～第 3 希望）が「(Q) 賃貸・リース」の「(2) 車両関係リース」で登録されているものであること。
- (2) 令和 4 年度以降（過去 2 年間）において、本市又は他の官公庁の発注した公用自動車賃貸借、その他これに類する業務の実績が 2 件以上あること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
令和 6 年 4 月 25 日（木）から令和 6 年 5 月 17 日（金）まで（奈良市の休日  
を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午  
前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 場所  
奈良市子ども未来部保育総務課（奈良市ホームページにも公表しています。）

#### 4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面又は電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和6年5月1日（水）午後5時まで

イ 提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部保育総務課

電話 0742-34-5493

E-mail [hoikusoumu@city.nara.lg.jp](mailto:hoikusoumu@city.nara.lg.jp)

ウ 持参または電子メールにより提出してください。郵送及びファクシミリによるものは受け付けません。（持参の場合、奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除いた日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。）

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年5月2日（木）午後5時までに奈良市ホームページに掲載予定です。

#### 5 入札の場所及び日時

奈良市役所3階 入札室

令和6年5月17日（金） 午後1時00分

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項各号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書及び令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間において、本市又は他の官公庁の発注した公用自動車賃貸借、その他これに類する業務の実績が確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

(2) 入札参加申請方法

令和6年4月25日（木）から令和6年5月7日（火）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市子ども未来部保育総務課に（1）の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年5月10日（金）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

#### 8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※月額を記載すること

- (2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
  - イ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
  - ウ 入札書に署名または記名押印のない入札
  - エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
  - カ 入札金額を訂正した入札
  - キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
  - ク 入札書の日付が入開札日でない入札
  - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 10 その他

- (1) その他の詳細は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (2) 入札に関する問い合わせ先  
奈良市子ども未来部保育総務課  
電話 0742-34-5493  
担当 増田